

クロスワードパズルで身につける！

詐欺対策の知恵

会社の小切手が
入ったカバンを
電車に忘れちゃって
すぐにお金が
必要なんだ。
助けて！

オレオレ詐欺



大変！

無料動画を
視聴しようと
して、
年齢の
確認画面に
なったので、
クリックしたら、
会員登録されて、
登録料を請求された。

なに？



架空料金請求詐欺

はい！！

ATMで
説明する通りに
入力すれば
還付の手続きは
完了です

還付金詐欺



詐欺...
詐欺...



「詐欺」はあの手この手で近づいてくるため油断は禁物です。

裏面のクロスワードパズルを楽しみながら詐欺への警戒を強めるとともに、被害に遭わないための知恵を身につけましょう。



在宅中は「留守番電話」や、通話の「自動録音装置」等がついた防犯機能付電話を活用！

証拠が残るため、詐欺犯は録音されることを嫌います。



不安を感じたり、「詐欺かも?」と思ったら、迷わず相談を！ ☎ #9110 (警察総合相談窓口) ☎ 188 (消費者ホットライン)

山口県警察・山口県防犯連合会

クロスワードパズルに チャレンジ!

タテのカギ、ヨコのカギを
ヒントに、当てはまる言葉を
該当するマスに記入して、
クロスワード
パズルを
完成させ
ましょう。



完成したクロスワードパズルの、「二重マス」
に書かれた文字を書き写して、A~Eの
順につなげると、ある言葉になります。

A	B	C	D	E

答えは右下

パズルが解ければ 詐欺対策の上級者!?

ヨコ→

タテ↓

1		2		3	
	E				
	B				
4			5		6
			7		
	8				
9			10		
	A				

タテのカギ ↓

- 「取扱説明書」を略すと?
- スマートフォン等でアプリケーションをダウンロードするときは、〇〇〇を抜き取る「不正なアプリ」に注意!
- 春の七草の一つ
- 電話で身内等に「トラブルを解決するため、〇〇〇〇お金が必要」と言われたら詐欺を疑う!
- 警察官等をかたり「あなたの銀行口座が悪用されている」と電話してきたうえで「口座を凍結する必要があるのでキャッシュ〇〇〇を預かります」と訪問する預貯金詐欺に注意!
- 中に米を入れて炊き上げた「〇〇メシ」、防犯標語『〇〇のおすし』、〇〇に共通するのは?

ヨコのカギ →

- 根拠は曖昧・不明だが、まことしやかに語られ、信じられ、広まる話のこと
- おもてなし
- 架空の料金を請求し、相手に「コンビニで電子〇〇〇を購入してID番号を教えてください」という架空料金請求詐欺に注意!
- 世界を震撼させる新型の「ウ〇〇〇」
- 〇〇良きことは美しきかな
- 〇〇になって投資話等を代わる代わる持ち掛ける劇場型の詐欺に注意!



ト	シ	フ	リ	ツ	カ
シ	フ	リ	ツ	カ	ト
フ	リ	ツ	カ	ト	シ
リ	ツ	カ	ト	シ	フ
ツ	カ	ト	シ	フ	リ
カ	ト	シ	フ	リ	ツ

電話等を使ってだれかにナリヌスシ、対面することなく信用させて、もともとらしいウソでお金を奪う「特殊詐欺」が後を絶ちません。「自分は大丈夫」と油断しないでとが大切です。

【答え】
A B C D E
フリツカ

令和6年5月24日公布 道路交通法一部改正

自転車のながら運転、 酒気帯び運転は 厳罰です!

令和6年11月23日
までに施行



「ながら運転」の罰則が強化されます!

- 自転車の「ながら運転」(運転中のスマートフォンなどの使用)は、従来、各都道府県の公安委員会規則で禁止されていましたが、改正により新たに罰則規定が設けられ、厳罰化されます。

現行 罰則：5万円以下の罰金(都道府県公安委員会規則)

改正後 ●スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合

※その他の無線通話装置(トランシーバーなど)を使用した場合を含みます。

●スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

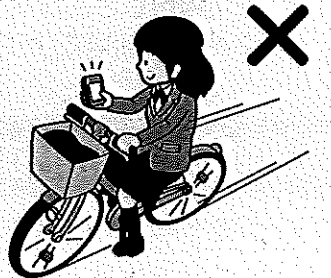
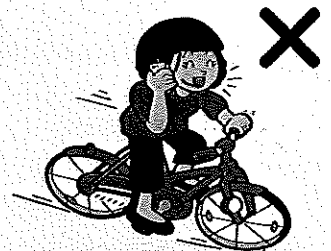
※タブレット端末や携帯型ゲーム機などの画面を見続けた場合を含みます。

罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金(新設)

●「ながら運転」をして交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金(新設)

※ハンドルに取り付けたスマートフォンで地図アプリや動画などを見続けることは禁止行為ですが、罰則の適用は交通の危険を生じさせた場合に限りです。



「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます!

- 自転車の飲酒運転は、従来、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、改正により「酒気帯び運転」にも罰則が適用されるようになります。

■酒気帯び運転とは…呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1㎖中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

現行 罰則：なし

改正後 罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金(新設)

【参考】「酒酔い運転」の罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金(変更なし)



令和6年11月23日までに
施行されるその他の改正

- いわゆる「モペット」と呼ばれるペダル付きの原動機付自転車等について、ペダルのみを用いて走行させる場合も、「自転車」ではなく「原動機付自転車等」の運転に該当することを明記しました。

高齢者安心・安全ネットワークやまぐち